

一般社団法人東京電機大学校友会宮崎県支部会則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京電機大学校友会宮崎県支部と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長が指定した場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と郷土の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、宮崎県に居住する学校法人東京電機大学の設置する学校（前身の諸学校を含む）の卒業生及び特別に入会を希望し承認された者で構成する。

(役員構成)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長1名
- (2) 副支部長若干名
- (3) 会計若干名
- (4) 会計監査若干名
- (5) 幹事若干名

(役員選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 支部長は、選任時において一般社団法人東京電機大学校友会（以下、「校友会」という。）理事会の承認を要するものとする。
- 3 役員に欠員が生じたときは、役員会で補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、その後開催される総会での承認を要するものとする。

(支部長の職務)

第7条 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。

(会合)

第8条 本会の会合は、次のとおりとする。

- (1) 総会原則として年1回支部長が招集し、会務報告、役員選任その他必要事項を審議する。
- (2) 役員会必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。
- (3) その他支部長が必要と認める場合は、前2号以外の会合を招集することができる。

る。

(理事会への報告事項)

第9条 本会は、次の事項について、校友会理事会に遅滞なく報告するものとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則の変更

(決議)

第10条 総会及び役員会ともに、出席人員をもって成立し、決議は出席人員の過半数で決する。

(会費及び会計)

第11条 本会の経費は、支部援助基準に従い、校友会から給付された資金をもって充当するものとする。

- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。
- 3 本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、会計担当者は校友会事務局と連携するものとする。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第13条 この会則の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附則

平成9年12月6日会則施行

平成25年4月1日全面改正（一般社団法人東京電機大学校友会の設立の登記の日から施行）